



# 長野県報

2月10日(月)  
平成26年  
(2014年)  
第2546号

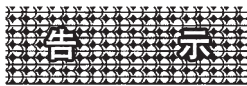
## 目次

### 告示

都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課) .....	1
保安林予定森林にする旨の通知(12件)(森林づくり推進課) .....	1
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(都市計画課) .....	4

### 公告

長野県職員(消防防災ヘリコプター操縦士)採用選考考査の実施(消防課) .....	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働・NPO課) .....	5
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(2件)(経営支援課) .....	6
農業振興地域の区域変更及び図面の縦覧(農業政策課) .....	6
特定調達契約に係る一般競争入札(東北信運転免許課) .....	7



### 長野県告示第43号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年2月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称  
坂城町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
坂城都市計画下水道事業 坂城町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成5年9月5日から  
平成31年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
平成5年長野県告示第718号、平成10年長野県告示第453号、平成12年長野県告示第412号、平成17年長野県告示第346号、平成22年長野県告示第401号の事業地に、大字南条字酒玉、字西町金井、字東町金井、字東田端、字大木久保、字大口、字反畑、字保地、字舞台、字大丸田、字小丸田、字堰口、字前原、字童子裏、字東塚田、字沢渡、字廻り目、字西田町、字田町、字横マクリ、字北鯉の川、字山金井、字南鯉の川、字越田、字中町、字長名形、字寺畑、字百々目利、字北押出、字押出、字古都久

田、字久保田、字御殿裏、字西裏、字笹原、字南宮下、字青木下、字清水、字北原、字南原、字出浦、字西会地、字会地、字大星及び字荒神を加え、大字上平字小野沢、大字上五明旅屋場、大字網掛字堀上、大字南条字北畑、字社宮神、字内畛、字並木下及び字田端地内において事業地を変更する。

生活排水課

### 長野県告示第44号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成26年2月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上田市小牧字初太郎1315の1・1316の1・1317の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第45号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年2月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
飯田市上村730
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第46号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年2月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
諏訪市大字中洲字扇平862の1、字女澤入1047の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて

縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第47号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年2月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
伊那市長谷市野瀬1595の245から1595の248まで
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第48号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年2月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大町市大町字長平8054の86から8054の91まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第49号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年2月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
小県郡長和町長久保字田中517の1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第50号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年2月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
諏訪郡下諏訪町字角石7036、7048、7050の1、7050の4から7050の6まで、7051の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第51号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年2月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
下伊那郡阿南町字和合1759の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第52号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年2月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
下伊那郡阿智村駒場1793
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第53号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年2月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
下伊那郡泰阜村6292の19から6292の21まで、6292の42、6292の43
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第54号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年2月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
木曾郡南木曾町読書3147のハ、3147のニ、3155の16、3155の17、3155の19、3155の20、3155の43、3155の47、3155の51、3155のイの7、3155のイの37
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第55号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年2月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
北安曇郡小谷村大字中小谷字金山丙2180の1、丙2180のイの1、丙2180のロの1、丙2180のロの2、丙2180のハの1、丙2180のニ、丙2181のイ、字土谷池丙2292の1、丙2292の3
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第56号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成26年2月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
松本都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 市街化区域  
平成22年長野県告示第643号で定めた松本都市計画市街化区域に松本市村井町南の一部を加える
  - (2) 市街化調整区域  
松本都市計画区域のうち市街化区域を除く区域
- 3 縦覧場所  
長野県建設部都市計画課及び松本市役所

都市計画課